



許可番号 2023148300

産業廃棄物処分業許可証

住 所 長野県駒ヶ根市赤穂14番地672
氏 名 有限会社恵比寿産業
代表取締役 刈間 雄三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事

阿 部 守



許可の年月日 令和6年5月12日

許可の有効年月日 令和11年5月11日

1 事業の範囲

事業の区分	処理方式	取り扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く。)
中間処理	圧縮	紙くず、金属くず
	圧縮梱包	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず
	破碎	廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、木くず、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスくず及び陶磁器くずに限る。（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）） （廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破碎物を除く。）
	切断	木くず、金属くず

2 事業の用に供するすべての施設

種類	設置場所	設置年月日 許可年月日 許可番号	処理能力
圧縮施設	長野県駒ヶ根市赤穂14番671	平成21年2月16日 — —	紙くず：0.66 t/日 (82.5kg/h：8時間稼働) 金属くず：1.74 t/日 (217.5kg/h：8時間稼働)
圧縮梱包施設	長野県駒ヶ根市赤穂14番672	平成21年2月16日 — —	廃プラスチック類：3.86 t/日 (482.1kg/h：8時間稼働) 紙くず：4.8 t/日 (599.5kg/h：8時間稼働) 繊維くず：4.11 t/日 (513.79kg/h：8時間稼働) ゴムくず：8.31 t/日 (1,039.2kg/h：8時間稼働) 金属くず：3.87 t/日 (484.08kg/h：8時間稼働)
圧縮梱包施設	長野県駒ヶ根市赤穂14番44	令和5年6月26日 — —	廃プラスチック類：235.2 t/日 (29.4 t/h：8時間稼働) 紙くず：201.6 t/日 (25.2 t/h：8時間稼働) 繊維くず：84 t/日 (10.5 t/h：8時間稼働) ゴムくず：349.6 t/日 (43.7 t/h：8時間稼働) 金属くず：673.6 t/日 (84.2 t/h：8時間稼働)

(第2面に続く。)

複写厳禁

種類	設置場所	設置年月日 許可年月日 許可番号	処理能力
破碎施設	長野県駒ヶ根市赤穂14番 672	平成21年2月16日 — —	廃プラスチック類：2.39 t/日 (298.77kg/h：8時間稼働) 木くず：1.98 t/日 (247.1kg/h：8時間稼働) ゴムくず：2.06 t/日 (256.98kg/h：8時間稼働) 金属くず：3.05 t/日 (380.76kg/h：8時間稼働) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスくず及び陶磁器くずに限る。）：2.88 t/日 (359.42kg/h：8時間稼働)
破碎施設 (移動式兼用)	長野県駒ヶ根市赤穂14番 671	平成29年9月11日 — —	廃蛍光管：4.98 t/日 (0.63 t/h：8時間稼働)
破碎施設 (移動式兼用)	長野県駒ヶ根市赤穂14番 672	平成30年6月11日 — —	木くず：4.32 t/日 (0.54 t/h：8時間稼働)
切断施設	長野県駒ヶ根市赤穂14番 671	平成21年2月16日 — —	木くず：0.67 t/日 (84kg/h：8時間稼働) 金属くず：3.03 t/日 (378.6kg/h：8時間稼働)

3 許可の条件

破碎施設（移動式兼用）の移動式としての処理は、排出現場内においてのみ行うこと。

4 許可の更新又は変更の状況

- ・平成21年5月12日 新規許可
- ・令和6年5月12日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

⑦

無

複写厳禁